

珍しいとのこと。

工事は市が昨年の秋に発注し、完成した橋は長さ22.3m、幅3m。建設費は6,800万円。橋の両側には6年生が彫刻刀で彫って製作した縦60cm、横2mの看板が取り付けられました。

参考：北海道新聞，1999年3月18日付

(林産試験場 デザイン科)



## 住宅性能表示制度ができる

工藤 修

住宅の性能表示に関して「住宅の品質確保の促進等に関する法律」ができました。この法律の目的は、①住宅の品質確保の促進、②住宅購入者等の利益の保護、③住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決、となっています。

住宅技術に関する内容が複雑かつ高度になってきていますが、それを評価する共通の規準がありませんでした。そこで、住宅の基本性能について、公平かつ客観的に消費者に伝えるため、住宅のどのような性能項目を、どういう表現方法で表示するか、その性能についてどのような評価方法をとるのかというルールをつくることになっています。この共通ルールができれば、工法や企業規模が違っていても、共通の方法で住宅性能を表現できるようになります。

表示の項目、表示の方法、評価の方法については、建設大臣が日本住宅性能表示基準等として、法律ができてから1年以内に定めることになっています。

それでは、誰がこの評価を下すのかということになりますが、指定住宅性能評価機関というものを設けて、評価することになります。この機関は、評価を下すに必要な技術者と設備を擁し、公平に判断を下せる第三者で、建設大臣が認め、指定した機関という位置づけです。この第三者機関が、住宅生産者または消費者から申請があれば、図のような流れで評価し、評価書を交付します。評価を受けた住宅について紛争が生じた

場合、指定住宅紛争処理機関によって処理されることとなります。

以上の性能評価は任意の制度です。これに対して、新築住宅の構造耐力上主要な部分（基礎、柱、床等）や雨水の浸入を防止する部分については、瑕疵担保責任期間10年間を義務づけることになっています。もし、瑕疵があれば、居住者は生産者に対して修繕や損害賠償請求ができるようになっています。

この法律によって、手抜き工事で費用を削り、利益を出すような悪質業者が減ることが期待されます。一方、性能表示が一般化するには、まだまだ時間がかかりそうです。いずれにしても、材料供給者、住宅施工者、建築主が互いに信頼関係を保ち、誠意ある対応をすることが大切です。

参考：住宅ジャーナル，1999年4月号

(林産試験場 性能部主任研究員)

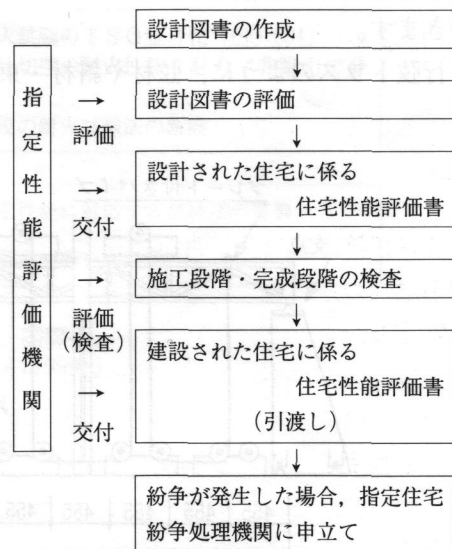


図 住宅性能評価に係るフロー（戸建注文住宅の例）